

高砂市中小事業者脱炭素化設備等導入促進補助金のご案内

高砂市は中小事業者における地球温暖化対策を推進し、併せて中小事業者の持続的成長の実現並びに地域産業の振興を図るため、市内中小事業者が実施する再生可能エネルギー設備又は省エネルギー設備の導入に要する経費の一部を予算の範囲内において補助します。

補助対象確認フロー図

下記フロー図にて、補助対象事業に該当するか確認してください。

省エネルギー設備導入には、必ず「**省エネ診断**」を受けてください。

はい  いいえ 

 対象外

営利目的を事業とする中小企業法第2条第1項に規定する中小事業者（会社及び個人）で、市内に事業所がありますか？

市外事業者、新設工場、社会福祉法人、医療法人等は対象外

補助対象経費 100 万円以上の再生可能エネルギー設備の導入あるいは省エネルギー設備の導入（既設設備の更新）ですか？

中古設備、リース契約補助対象経費が 100 万円未満は対象外

再生可能エネルギー設備の導入は①へ
省エネルギー設備の導入は②へ

①再生可能エネルギー設備の導入

下記①②の両方を満たしていますか？

①設備投資額（設備費+設置工事費の一部※）100 万円当り年間 1.0 t-CO₂ 以上の CO₂ 削減効果がある

②市ホームページ（ページ ID：10321）に掲載している「自家消費率等算出資料」（Excel ファイル）により計算した自家消費率が概ね 70 % 以上ある

※高砂市中小事業者脱炭素化設備等導入促進補助金
交付要綱の別表第 2（市ホームページ（ページ ID：10321）に掲載）を参照

部分的に補助対象になる場合もあります。
個別にお問い合わせください。

太陽光発電設備の場合、過積載率は概ね 120 % 以内ですか？

補助対象となります

②省エネルギー設備の導入

省エネ診断を受けていますか？

省エネルギーセンターなどが実施する省エネ診断を受けてください。

設備投資額（設備費+設置工事費の一部※）100 万円当り年間 2.0 t-CO₂ 以上の CO₂ 削減効果がありますか？

補助対象外

補助対象となります

※高砂市中小事業者脱炭素化設備等導入促進補助金
交付要綱の別表第 2（市ホームページ（ページ ID：10321）に掲載）を参照

補助対象となる設備・補助率等

補助対象事業	補助率	補助上限額
① 下記の再生可能エネルギー設備等の導入 ・ 太陽光発電設備 (20 キロワット以上に限る) ・ 太陽熱発電設備 ・ 風力発電設備 ・ 小水力発電設備 ・ 地熱発電設備 ・ バイオマス発電設備 ・ 上記の発電設備と連携して導入する蓄電池	設備費※（設備費にかかる国・県等の補助金・寄付金その他の収入額を控除した額。税別。）の 3分の2 以内	合計で 上限 1 千万円
② 下記の省エネルギー設備の導入 ※省エネ診断を受診し、その結果をもとに申請 ・ 空調設備（複層ガラス、機能性フィルムなど空調負荷低減を目的とした建築物外皮を含む） ・ 照明設備 ・ 燃焼設備 ・ その他省エネ効果が得られる設備 ・ 業務用燃料電池	設備費※（設備費にかかる国・県等の補助金・寄付金その他の収入額を控除した額。税別。）の 2分の1 以内	
③ 上記①または②に併せて導入するエネルギー管理装置（EMS装置）		

※1 設備費は、CO₂排出削減に寄与しない周辺機器や消耗品、予備機、非常用設備等を除く

※2 中古設備、リース契約による設備の導入は対象外

※3 工事費は対象外

※4 省エネ診断は、資源エネルギー庁の補助事業である省エネ最適化診断、省エネお助け隊等で診断が受けられます（有料）



空調機



給湯器



冷凍冷蔵機器



ボイラ



省CO2型換気



EMS

補助対象者の要件 …… 以下の要件を全て満たす市内中小事業者

(1) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者※で、市内で営利を目的に継続して事業を営み、引き続き市内において事業を継続する意思を有すること
(2) 市税等を滞納していないこと
(3) 「高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例」に規定する暴力団及び暴力団員でない者又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有していない者
(4) 過去に本補助金の交付を受けていないこと

※中小事業者に該当するかどうかについては、中小企業庁のホームページで確認（「中小企業の定義」で検索）するか、お問い合わせください。

補助対象事業の要件 …… 以下の要件を全て満たす事業

(1) 市内の事業所で実施する事業であること			
(2) 設備ごとに 下記の二酸化炭素排出量の削減効果があるもの			
		投資額	二酸化炭素排出量の削減効果
①	再生可能エネルギー設備	設備費と設置工事費の一部の合算額 100 万円当たり	年間 1.0 t-CO ₂ 以上
②	省エネルギー設備	設備費と設置工事費の一部の合算額 100 万円当たり	年間 2.0 t-CO ₂ 以上
(3) 二酸化炭素排出量削減効果を定量的に把握できること			
(4) 設備費が 100 万円以上の事業であること			

※二酸化炭素排出量削減効果の計算方法 **(設備ごとに計算してください)**

年間の二酸化炭素排出削減量を設備工事費（補助対象経費＋補助対象経費以外の材料費＋工事費）で除した値になります。詳しくはご相談ください。

※電気使用量に係る二酸化炭素排出削減量計算方法について

電力に係る排出係数は「**0.000419 t-CO₂/kWh**」を使用してください。

（環境省・経済産業省公表の電気事業者別排出係数（特定排出者の温室効果ガス排出量算定用）における関西電力(株)の令和 5 年度実績値）

事前申込期間 …… 令和 5 年 5 月 1 日（月）から**令和 7 年 12 月 26 日（金）**まで

- ① 予算額に達した時点で事前申込の受付を終了します。
- ② 予算の範囲を超えた日に複数の事前申込があったときには、その補助申請者全員を対象に抽選を行い、当選した者の申請を受付けます。

相談・事前申込方法

高砂市役所 環境政策課（市役所本庁舎 3 階⑦番の窓口）に提出してください。

※申請に必要な様式は、高砂市ホームページからダウンロードすることができます。

（ページ ID：10321）

※郵送による申請も可（押印不要の申請書類については、メールによる提出も可）

【問合せ先】 高砂市生活環境部環境経済室環境政策課

〒676-8501 高砂市荒井町千鳥 1 丁目 1 番 1 号

電 話 079-443-9029（直通）

FAX 079-443-1102

E-mail tact2915@city.takasago.lg.jp



申請の流れ

